

# 旭川市立神楽中学校 学校いじめ防止基本方針



平成26年4月  
(令和5年4月改定)

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまで旭川市いじめ防止基本方針を踏まえ策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめられている生徒を最後まで守り抜き、いじめをしている生徒への毅然とした指導を徹底するなど、いじめの未然防止とともに早期解消等の取組を進めてきたところです。

そうした中、令和4年9月にいじめの重大事態の調査報告書が答申されました。報告書では、学校の対応の課題について様々な指摘がなされ、再発防止策の提言が示されました。今年度より、本市全体として、再発防止策を踏まえた具体的方策が実行に移されますが、調査対象となった学校のみならず、全ての学校がいじめ対策の強化に取り組むべきであり、本校においても、自校の課題として捉え、いじめ対策に万全を尽くしてまいります。

令和4年度の本校のいじめの認知件数は7件であり、全校生徒に占める割合は2.2%でした。全国の中学校の状況と比較し少ない認知件数となっておりますが、このことを肯定的に捉えるのではなく、「いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こりうる」との認識を強く持つとともに、これまで見逃してきたいじめがあるかもしれないとの危機感を全教職員が共有し、今後も法の定義に基づく正確で積極的な認知に努めてまいります。

また、いじめのアンケート調査において、嫌な思いをした時に先生に相談すると回答した生徒の割合が高い傾向があり、生徒と教職員の信頼関係が築かれていると考えられる一方で、一定数の生徒が誰にも相談しないと回答しています。今後、教職員やスクールカウンセラー等による相談体制を一層充実し、全ての生徒にとって相談できる大人がいる学校を目指してまいります。

さらに、「生命（いのち）の安全教育」やいじめから人権を守る教育を推進し、いじめは絶対に許されないという意識を醸成するとともに、生徒一人一人の個性を尊重し、よさや可能性の伸長を図る学級経営等を推進してまいります。

このたび、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）に基づき、また、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」とする）」等を参考に、令和4年度の本校のいじめ防止等の取組について評価・検証し、令和4年度の学校いじめ防止基本方針の見直しを図り、令和5年度版の本基本方針を更新しました。

本校の教職員全員が本基本方針を「必携」として常に手元に携え、本校のいじめ防止等の基本的な考え方や取組について共通理解を深めるとともに、いじめ事案が発生した際には、いじめ対策組織を中心として、教職員が組織的に協働して、迅速かつ適切に対応してまいります。

また、近年、全国的に、SNSによるいじめなど、いじめの実態が学校から見えにくく学校だけでは未然防止や対処が難しい事例も多く発生しています。本基本方針を広く公表し、家庭や地域、関係機関との緊密な連携を図りつつ、本校の目指す学校像「生徒にとって、安心して通うことができ、安心して学ぶことができる学校」の実現に教職員が一丸となって取り組んでまいります。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

### 2 いじめの理解

#### (1) いじめの定義

法では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

## (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

## (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

## (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。



イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## 第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

### 1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指針）

前年度、本校では7件のいじめを認知しました。その様態は「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」というもので、事実確認後、必要な指導や支援をし、現在では解消しています。

なお、本校におけるいじめ調査では、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」生徒の割合は95%に上ります。

本校では、今年度も教職員一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるとの認識を持ち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法に基づき、「国の基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定します。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）、「早期発見・事案対処マニュアル」に基づく取組、PDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

#### 【具体的目標と指標】

- ①積極的にいじめを認知していく姿勢を重視し、積極的な認知を目指します。
- ②全国学力・学習状況調査の質問紙で、「『いじめ』はどんな理由があっても許されない」の「当てはまる」の回答が100%を目指します。
- ③2回目のいじめアンケートで、「『いじめ』はどんな理由があっても許されない」の「そう思う」の回答が100%を目指します。
- ④悩みのある生徒をスクールカウンセラーとつなぐ相談件数が、5件以上を目指します。

## 2 生徒が主体となった取組の推進

いじめはどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止に資する活動に取り組む。また、学校で行われる学級活動や道徳科、生徒会活動等において、生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、いじめの防止等に主体的に取り組む活動を支援する。

- 生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定する。
- 生活・学習 A c t サミットで協議された内容等を共有する。
- 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。（いじめ撲滅標語 等）

## 3 学校いじめ対策組織の設置

### (1) 学校いじめ対策組織の構成

法第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

そのため、本校では、法に基づき、下記のとおり、校長を責任者として、教頭、主幹教諭、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターから構成する常設の「学校いじめ対策チーム」を設置します。「いじめ対策チーム」においては、いじめ対策推進リーダー（生徒指導部長）が中心となり、いじめアンケート調査の集約など、いじめの未然防止や対応等に係る業務を推進するほか、チーム員が分担しながら、P6の「(2) 学校いじめ対策組織の役割」に記載した役割を担います。また、個々の事案への対処に当たっては、関係の深い教職員を「いじめ対策チーム」に追加するとともに、学期ごとにスクールカウンセラーの参加を得るなど、外部の専門家の協力のもと対応の充実を図ります。さらに、「校内研修の実施」や「児童生徒主体の未然防止の取組」、「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」等に当たっては、必要に応じて、その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加します。

なお、いじめの認知の判断に当たっては、学校いじめ対策組織において行うこととなっているため、いじめの事案（その疑いも含む）を把握した学級担任等が一人で抱え込むことのないよう、その日のうちに、いじめ対策推進リーダーが学級担任等からの情報を集約し、校長・教頭に報告し（全件把握）、必要に応じていじめ対策組織会議を適宜開催する機動的な体制を構築します。

## 学校いじめ対策組織

※月ごとに定例会議を開催

(いじめ認知の判断を要する場合は適宜開催)

【いじめ対策チーム】

校長 教頭 主幹教諭 学年主任  
養護教諭 特別支援コーディネーター  
★いじめ対策推進リーダー(生徒指導部長)

〔その他の構成員〕

学校運営協議会委員・保護者  
生徒・スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー  
スクールサポーター  
担任・部活動顧問その他の教職員

【いじめやいじめの疑いがある事案報告(全件把握)の流れ】

校長・教頭 ← ★いじめ対策推進リーダー ← 学年代表 ← 学級担任等  
※毎日放課後までに情報共有 事案に応じていじめ対策組織会議で対応を検討

## (2) 学校いじめ対策組織の役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係生徒に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

## 4 いじめ防止の取組

### (1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や

校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

## (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ②幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

## (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

## (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。
  - 1 自己有用感 : 他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情。
  - 2 自己肯定感 : 「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情。

### 保護者の役割

□保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。



## 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート【資料①】」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口【資料②】について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

### 保護者の役割

- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】 □ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 □ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 □ 遅刻や早退がふえた。 □ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】 □ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。 □ 勉強しなくなる。集中力がない。 □ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。 □ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。 □ 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】 □ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 □ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。 □ 学校や友だちの話題がへった。 □ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。 □ パソコンやスマホをいつも気にしている。 □ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】 □ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 □ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。 □ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。 □ 服がよごれていたたり、やぶれていたりする。

<H26文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用>

【資料①】

## いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 \_\_\_\_\_ 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

### 日常の行動や様子等

生徒氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができていくことがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

### 授業や給食の様子

生徒氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしかからかいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

### 清掃や放課後の様子

生徒氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。……………〔 〕
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。……………〔 〕
- 部活動の話題を避ける。……………〔 〕

## 【資料②】

### 主な相談窓口

#### ◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

#### ◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

#### ◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなの ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

#### ◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

#### ◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

#### ◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

#### ◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

基本、毎週水曜日の13:30~16:30

旭川市立神楽中学校 TEL 61-7196

## 6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

### (2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

### (3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

### (5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対処を行う。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。



## (6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会を窓口として、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を受けるとともに、学校相互間の連携協力を進める。

### 保護者の役割

- 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、生徒を見守り支えることが大切です。

## 7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。また、「早期発見・事案対処マニュアル」【資料③】により、対応について検証します。

### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【資料③】

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握>
- いじめを受けた生徒や保護者
  - 学級担任
  - 生徒アンケート調査や教育相談
  - 学校以外の関係機関や地域住民
  - 周囲の生徒や保護者
  - 養護教諭等学級担任以外の教職員
  - スクールカウンセラー（SC）
  - その他
- <いじめの報告>
- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

- |   | いじめを受けた生徒   | いじめを行った生徒   | 周囲の生徒   |
|---|---|---|---|
| 学 | <input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。               | <input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 | <input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。        |
| 校 | <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。 | <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。              | <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。                    |
| 家 | <input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。                          | <input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。                               | <input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。 |
| 庭 | <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。                       | <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。              |   |

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
  - 事実の整理、指導方針の再確認
  - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
  - 生徒指導体制の点検・改善
  - 教育相談体制の強化
  - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
  - 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
  - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
  - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
  - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
  - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
  - 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

## 8 いじめ重大事態への対応

### (1) いじめの重大事態

「重大事態」は、法、ガイドライン等において、次のように定義されています。

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

ガイドラインの別紙には、重大事態として扱われた事例が下の表のとおり示されています。これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態として捉える場合があることに留意します。

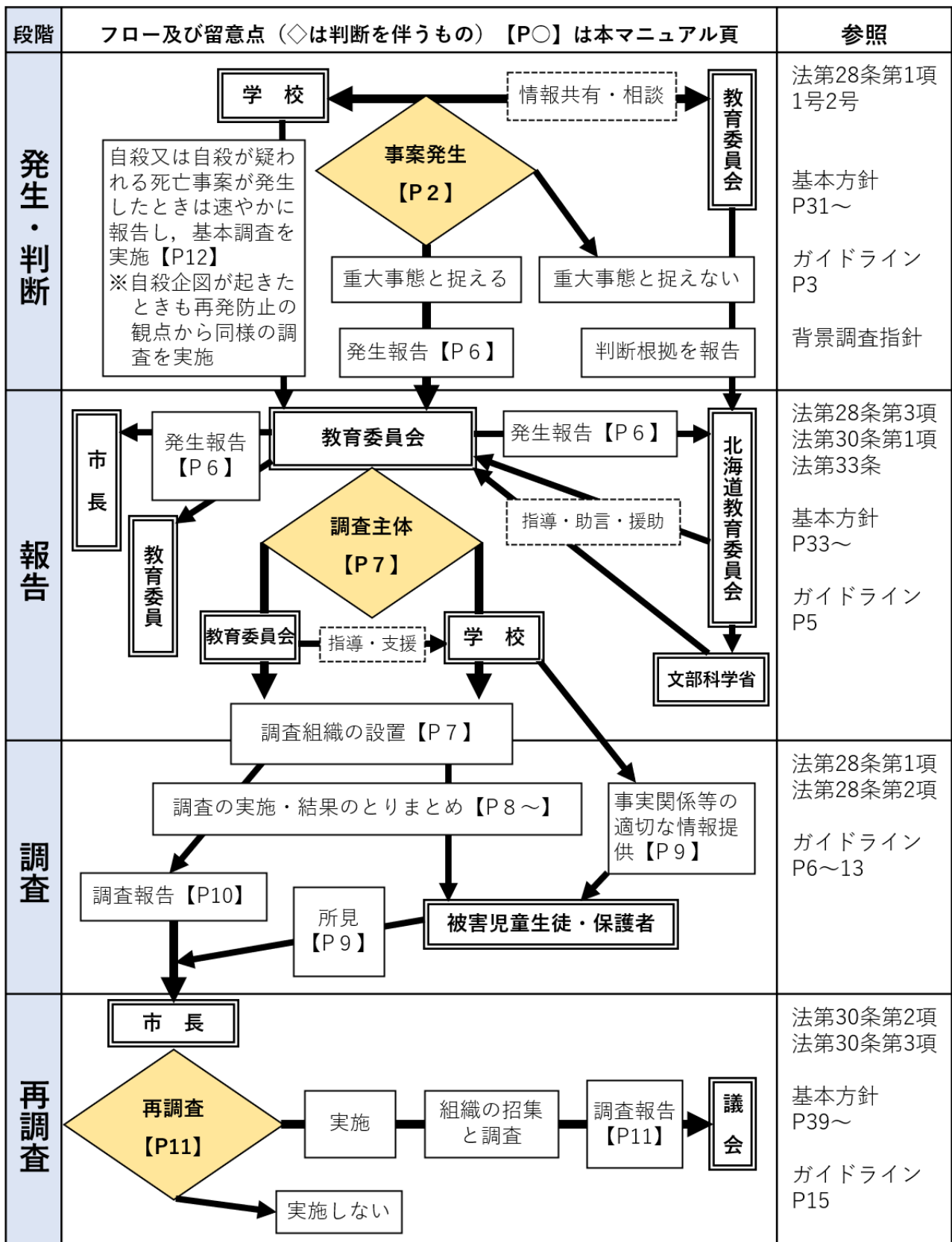
**【いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例】（ガイドライン別紙抜粋）**

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
  - ② 心身に重大な被害を負った場合
    - ・リストカットなどの自傷行為を行った。
    - ・暴行を受け、骨折した。
    - ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
    - ・殴られて歯が折れた。
    - ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
    - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
    - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
    - ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
    - ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
    - ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
  - ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
    - ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。
- ※の事例については、通常このような行為があれば、児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えます。

### (2) 学校における重大事態の対処

重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、旭川市いじめの重大事態対応マニュアル（令和5年3月 旭川市教育委員会）の「重大事態対応フロー図」に基づき対応します。

# 重大事態対応フロー図



※教育委員会から北海道教育委員会への報告は、「調査」、「再調査」の段階においても適宜行うものとする。



## 9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。

## 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

### 保護者の役割

- 保護者は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。